

和泉個審答申第10号

平成27年8月18日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業に伴う
個人情報の外部提供について（答申）

平成27年6月25日付け和泉障福第883号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第9条第1項第6号の規定による個人情報の外部提供についての本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

(1) 個人情報の利用概要について

府は、重度障がいにより常時介護が必要であるなど福祉的配慮を要する者に対して、補助金を活用して、対象者に使用期限付きのプリペイドカードを配布する生活支援事業を実施する。そこで、本事業の実施にあたって、市が保有する対象者名簿を府に提供することが必要である。

府は、市から提供を受けた個人情報を利用して宛名等を作成し、事業を実施するが、宛名等の作成、申請の受付等の事務は、府の委託事業者が行う。

(2) 提供方法及び利用方法

市は、「障がい児福祉手当」「特別障がい者手当」「経過的福祉手当」の給付台帳に登載している者の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号をエクセルデータで作成し、暗号化してL G W A Nを使用して府へ提供する。府は、当該名簿をC D - Rに保存し、委託事業者に提供する。

CD-Rは鍵のついた保管庫等で保管し、府と委託事業者が締結する契約書において、個人情報の保護、秘密の保持等を記載し、遵守させ、また、事業終了後は、提供したCD-Rを府に返却させ、関連する個人情報は廃棄又は消去させるとともに、その旨の報告書を府に提出させる。委託事業者から府へ返却されたCD-Rは、5年間鍵のついた保管庫等で保管し、その後破棄する。

(3) 諮問の必要性

福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業に伴う個人情報の外部提供については、個人情報取扱事務の目的以外に、当該実施機関以外のものに提供することに当たるため、保護条例第9条第1項第6号の規定により諮問するものである。

3 審査会の判断

保護条例第9条第1項では、個人情報取扱事務の目的以外の利用及び提供について一般的に禁止し、本人の同意があるときや、法令等に定めがあるときなど、一定のやむを得ない場合に限りこれを認めることとしている。

府が行う本事業は、市の保有する名簿の提供を受けて初めて実施することができるものであり、仮に府に名簿を提供しなかった場合には、府は対象者を把握することができず、対象者はプリペイドカードの送付を受けることができないこととなる。本事業は、重度障がい者など福祉的配慮が必要な者を対象にした支援事業であり、これを行うことは、社会一般の利益を図るために必要なことであり、一定の公益性があると認められる。

また、名簿の提供先である府の実施機関には、大阪府個人情報保護条例により様々な個人情報保護義務が課せられていること、提供した名簿は鍵のついた保管庫で厳重に保管されること、委託事業者に対して契約書により個人情報保護に関する諸事項を遵守させること、事業終了後にはデータ等を消去すること等、一定の個人情報の保護措置が講じられるものである。

以上のことから、重度障がい者に係る個人情報を府に提供することはやむを得ないと考える。その上で、市から府に対して再度個人情報保護の徹底を求め、大阪府個人情報保護条例を遵守するよう求めることを要請する。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 6 月 25日	諮問書の受理
平成27年 6 月 25日	審査会招集 ・ 生きがい健康部障がい福祉課からの説明 ・ 質疑応答 ・ 審議
平成26年 8 月 18日	実施機関への答申